

令和2年6月1日

保護者の皆様

愛知県立古知野高等学校長 川合 貴也

新型コロナウイルス感染症に関連する対応について

向暑の候、保護者の皆様には、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。さて、5月25日から本校の教育活動を感染防止対策（3密を避ける工夫、マスクの着用、手洗い指導など）を徹底し、生徒の安全確保に努めながら段階的に再開しております。

については、今後起こり得る新型コロナウイルス感染症に関連する対応を下記のとおりまとめましたので御確認ください。

保護者の皆様の御理解・御協力をお願いします。

記

- 1 生徒又は教職員の感染が判明した場合
 - (1) 保健所等の指示により、少なくとも3日間は臨時休業となります。
 - (2) 全ての生徒及び保護者に対して周知します。
※ 愛知県教育委員会の対応方針により、対象者を「学校関係者」という表現で周知します。
- 2 生徒又は教職員が感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - (1) 保健所等の指示により対応します。
 - (2) 情報共有が必要な関係者のみ周知します。
- 3 生徒又は教職員が発熱等の風邪症状がある場合
 - (1) 状況確認を行い、対応します（状況に応じて学校医等と相談）。
 - (2) 情報共有が必要な関係者のみ周知します。
- 4 生徒又は教職員の同居の家族の感染が判明した場合
 - (1) 保健所等の指示により対応します。
 - (2) 情報共有が必要な関係者のみ周知します。
- 5 生徒又は教職員の同居の家族が感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - (1) 保健所等の指示により対応します。
 - (2) 情報共有が必要な関係者のみ周知します。
- 6 生徒又は教職員の同居の家族が発熱等の風邪症状がある場合
 - (1) 状況確認を行い、対応します（状況に応じて学校医等と相談）。
 - (2) 情報共有が必要な関係者のみ周知します。
- 7 生徒の出席停止措置
 - (1) 上記1・2・4・5の場合、「出席停止」とします。
 - (2) 上記3・6の場合、新型コロナウイルスに感染している（感染する）恐れがあるときは「出席停止」とします。
 - (3) 「出席停止」の手続きについては、別添「新型コロナウイルス感染症に関連する出席停止の取扱いについて」のとおりとします。

【場合別対応一覧】

	感染者 (1・4の場合)	濃厚接触者 (2・5の場合)	発熱等風邪症状 (3・6の場合)
生徒	<u>出席停止</u> 臨時休業 全てに周知	<u>出席停止</u> 状況に応じて休業 関係者のみ周知	<u>状況に応じて出席停止</u> 状況に応じて対応 関係者のみ周知
教職員	病院等で療養 臨時休業 全てに周知	自宅休養 状況に応じて休業 関係者のみ周知	自宅等で療養 状況に応じて対応 関係者のみ周知
生徒の 同居家族	<u>出席停止</u> 状況に応じて休業 関係者のみ周知	<u>出席停止</u> 状況に応じて休業 関係者のみ周知	<u>状況に応じて出席停止</u> 状況に応じて対応 関係者のみ周知
教職員の 同居家族	自宅休養 状況に応じて休業 関係者のみ周知	自宅休養 状況に応じて休業 関係者のみ周知	状況確認 状況に応じて対応 関係者のみ周知